

運転免許を取得される皆様へ  
**運転適性相談のご案内**

運転免許試験に合格された場合でも、一定の病気にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある場合には、道路交通の安全確保の観点から、運転免許が取得できない場合があります。

心当りがある方は、プライバシー保護には十分配慮いたしますので、事前に連絡のうえ下記の「運転適性相談窓口」へご相談ください。

(例)

- 病気を原因として又は原因が明らかではないが、意識を失ったことがある方
- 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- 十分な睡眠時間を取りっているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- 病気を理由として、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方

**運転適性相談窓口**  
島根県運転免許センター  
松江市打出町250番地 TEL.0852-36-7400  
島根県西部運転免許センター  
浜田市竹迫町2385番地3 TEL.0855-23-7900  
受付時間:平日の午前9時から午後4時まで  
島根県公安委員会